

仕 様 書

件 名	伝統工芸品の商品開発・普及促進プロジェクト ブランドブック・ブランドポスターの印刷
目 的	「伝統工芸品の商品開発・普及促進のプロジェクト」のPRツールとして、ブランドブック及びブランドポスターを作成する。展示会やイベント等でこれらPRツールを最大限活用した応報・宣伝を行うことで、プロジェクトブランド「東京手仕事」のブランドイメージを確立すると同時に、支援対象事業者及び商品の国内外における普及促進・販路開拓を支援し、販売を促進することを目的とする。
仕様内容	<p>1 ブランドブック規格（通常版）</p> <ul style="list-style-type: none">① 本文サイズ：A4版 表紙展開サイズ347mm×628mm② 仕上がり：上製本／折り畳み③ 色数：表紙 4C+1C、表1+表4の2ヶ所 金箔（3C）押（150mm×150mm）、本文 4C④ 頁数：表紙（見返し前4P／見返し後6P） 本文100P⑤ 製本：表紙（詳細は別紙参照） アイリッシュリネンNo. 200-79（ワールドクロス）巻表紙 特性上製、糸かがり、巻き表紙張→展開307mm×628mm、見返し貼、金箔押（表1+表4の2ヶ所、150mm×150mm）花布（伊藤信男商店73銀鼠）表紙穴あけ2ヶ所、紐付け、表紙付、平紐シルバー⑥ 用紙：表紙（見返し前／見返し後）テイクGA 93.5Kg #28ボールを芯にする。本文 テイクGA 93.5Kg⑦ 部数：10,000部 <p>2 ブランドブック規格（展示会ディスプレイ用、伝統工芸品使用表紙バージョン）</p> <p>A) の規格で表紙のみを、東京伝統工芸品（江戸からかみ・東京染小紋・江戸更紗・東京本染め浴衣・江戸簾）の5商品で張り替えた物をそれぞれ10部ずつ制作し、合計50部全ての紐を東京組みひもで制作する。</p> <p>3 ポスター規格</p> <ul style="list-style-type: none">① B1版（2タイプ）各100枚 合計200枚 B2版（3タイプ）各100枚 合計300枚② 仕上がり：化粧断裁③ 色数：5C④ 用紙：TAKEO ハイピカ 120Kg <p>詳細については別紙仕様書を参照のこと</p> <p>・本仕様書に定めのない事項及び履行に際し不明な点が生じた場合は、下記記載の担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。</p>
納入期限	平成27年10月22日

納入場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1については公社の指示する場所に1, 000部単位で随時納品すること。 ・ 2及び3については10月22日までに公社総合支援部へ納品のこと。 千代田区神田佐久間町1-9 4階
支払条件	検査完了後、適法な請求書を提出した日の翌月末払いとする
契約情報の公表	<p>公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。</p> <p>①公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額</p> <p>②公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。</p> <p>なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。</p>
暴力団等排除に関する特約事項	暴力団等排除に関する特約事項については、別紙に定めるところによる。
問い合わせ先	(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援部総合支援課 広瀬 TEL : 03-3251-7881

別紙仕様書

1 業務内容

伝統工芸品の商品開発・普及促進プロジェクト ブランドブック・ブランドポスターの印刷等について

2 内容等

ア 印刷データは公社が提供するものを使用すること。

イ 印刷のクオリティ及びリタッチ等は、公社が指定するブランディングディレクターの指示に従うこと。

ウ 提出規定に不備があった場合は、受託者は担当者の指示により速やかに訂正すること。

3 秘密の保持

受託者は、業務遂行の過程で知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

4 その他

仕様書に定めのない事項及び履行に際し不明な点が生じた場合は、担当者と協議のうえ、その指示に従うこと。

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当する（共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託（下請負）禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に、再委託（下請負人には）できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託（下請負人と）していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をすること。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者（下請負人）を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。